

日医発第 1002 号（法安）  
令和 5 年 8 月 31 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会  
常任理事 細川 秀一  
（公 印 省 略）

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について

平成 31 年 4 月 23 日付日医発第 163 号（法安 15）にてお知らせしたとおり、平成 31 年 3 月 26 日から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において、患者からの医薬品副作用報告をウェブサイト及び郵送にて受付開始しております。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課より、同報告制度の広報について別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）長宛て通知した旨、本会宛て連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

事務連絡  
令和5年8月23日

各関係団体 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について

医薬品の安全対策については、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、別添写しのとおり、各都道府県、保健所設置市、特別区の衛生主管部（局）長宛て通知しましたので、お知らせします。

(別記)

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
一般社団法人 日本病院薬剤師会  
公益社団法人 日本看護協会

日本製薬団体連合会  
米国研究製薬工業協会  
一般社団法人 欧州製薬団体連合会

一般社団法人 日本医療法人協会  
公益社団法人 全日本病院協会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
一般社団法人 日本病院会

一般社団法人 日本薬局協励会  
日本チェーンドラッグストア協会  
一般社団法人 日本保険薬局協会

各地方厚生局健康福祉部  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
消費者庁消費者安全課  
独立行政法人国民生活センター



薬生安発 0823 第 1 号  
令和 5 年 8 月 23 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長  
( 公 印 省 略 )

患者からの医薬品副作用報告に関する広報の周知について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月 26 日付け薬生安発 0326 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知「患者からの医薬品副作用報告について」によりお知らせしたとおり、平成 31 年 3 月 26 日から、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）において、患者からの医薬品副作用報告の受付を開始しております。

医薬品による副作用が疑われる症例についての情報を、患者又はその家族から直接収集し、医薬品の安全対策に活用するために、本報告について、広く患者、国民の皆様にご認知していただく必要があることから、別添のとおり、PMDAにおいて広報資料を作成し、その周知に努めているところです。

つきましては、貴職においてご了知の上、当該広報資料について貴管下関係機関及び関係事業者にご周知し、広報にご協力いただくとともに、毎年、10 月 17 日から 23 日までの「薬と健康の週間」等の機会において、貴都道府県、保健所設置市又は特別区の広報誌やホームページに掲載いただくなど、ご協力をお願い申し上げます。

また、PMDAにおいては、下記のとおり広報資料を無料で配布しており、PMDAのウェブサイトからもダウンロードすることができますので、ご活用ください。

なお、患者からの医薬品副作用報告は、医薬品副作用被害救済制度における請求とは異なります。救済制度での医療費等の請求については別の手続きが必要となる点にご留意願います。

記

広報資料

(1) ポスター（A3）、リーフレット（A4）：同一の図柄です

①PMDAからの配布：Eメール ([kanjahokoku-question@pmda.go.jp](mailto:kanjahokoku-question@pmda.go.jp)) にて必要部数と送付先をご連絡ください。

※迷惑メール防止対策をしているため、送信の際は●を半角のアットマークに置き換えてください。(以下同様。)

②PMDAウェブサイトからのダウンロード

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0030.html>

(2) 広報誌用の媒体

別添にて広告例(原稿)をお送りします。広報誌に掲載するなどのために電子媒体をご希望の場合には、PMDAまでEメール ([kanjahokoku-question@pmda.go.jp](mailto:kanjahokoku-question@pmda.go.jp)) にてご連絡ください。

(本件に関する照会先)

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 安全性情報・企画管理部 患者副作用報告係

Eメール：[kanjahokoku-question@pmda.go.jp](mailto:kanjahokoku-question@pmda.go.jp)

(患者からの医薬品副作用報告のウェブサイト)

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0004.html>

(本件通知担当者)

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

竹口(内線2792)、鈴木(内線2751)

(代表電話) 03-5253-1111

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、  
Pmdaにお知らせください

## 患者副作用報告



詳細は

患者副作用報告

検索



※「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。  
詳細は「[医薬品副作用被害救済制度](#)」からご確認ください。

独立行政法人  
**Pmda** 医薬品医療機器総合機構

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、  
Pmdaにお知らせください

## 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



独立行政法人  
**Pmda** 医薬品医療機器総合機構

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、  
Pmdaにお知らせください

## 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



独立行政法人  
**Pmda** 医薬品医療機器総合機構

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、  
Pmdaにお知らせください

## 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



独立行政法人  
**Pmda** 医薬品医療機器総合機構

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、  
**Pmda**にお知らせください

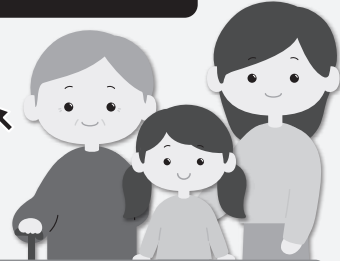
# 患者副作用報告



詳細は

患者副作用報告

検索



※「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。  
詳細は **医薬品副作用被害救済制度** **検索** からご確認ください。

独立行政法人  
**Pmda** 医薬品医療機器総合機構

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、  
**Pmda**にお知らせください

# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



独立行政法人  
**Pmda** 医薬品医療機器総合機構

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、  
**Pmda**にお知らせください

# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



独立行政法人  
**Pmda** 医薬品医療機器総合機構

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ピー・エム・ディー・エー **Pmda** へくすりの副作用が出たら、  
**Pmda**にお知らせください

# 患者副作用報告

詳細は

患者副作用報告

検索



独立行政法人  
**Pmda** 医薬品医療機器総合機構

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare